

## 処分事案

### 教職員の処分について

豊中市教育委員会は、豊中市立小学校校長が通勤手当および出張手当の不正受給ならびに出退勤記録の不正処理等を行った件について、令和7年（2025年）12月26日付で、次のとおり懲戒処分および分限処分を行いました。

#### 記

#### 1 処分対象者及び処分の種類・程度

##### 〈当事者〉

豊中市立小学校校長（男性・49歳）

- ・懲戒処分 停職6月
- ・分限処分 降任（校長から指導教諭）

#### 2 処分事由等

- ① 校長昇任後の令和4年（2022年）4月ごろから公共交通機関による通勤認定を受けたにもかかわらず、自家用車による通勤を継続して行った。令和7年度のうち通算しておよそ3か月間は通勤定期券を購入せず、差額について不正に受給した。
- ②自家用車を原則校内駐車が禁止にもかかわらず、教育委員会の許可を得ることなく専ら校内に駐車した。
- ③令和4年4月以降、管内出張の際、公共交通機関による出張旅費申請をしたにもかかわらず、実際には自家用車にて出張し、出張旅費を不正に受給した。
- ④令和4年10月に現行の出退勤システムを導入した後、数日程度を除き、要綱で定めるカードリーダーによる出退勤の打刻を行わず、システムにPCを介して手入力していた。
- ⑤学校予算の執行についても、事務遅滞が複数確認されており、円滑な校務運営に支障をきたした。

これら一連の行為が下記に該当するため。

##### ・地方公務員法第29条（懲戒）

###### 第1項

「職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。」

- ・第1号「この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合」
- ・第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」

- ・地方公務員法第 28 条（降任、免職、休職等）  
第 1 項  
「職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。」
- ・第 3 号「前 2 号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合」

### 3 違反法令

- ・地方公務員法第 33 条（信用失墜行為の禁止）  
「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」